

○郡山市総合地方卸売市場条例

平成13年12月19日

郡山市条例第57号

改正 平成17年9月28日郡山市条例第57号  
平成18年12月15日郡山市条例第55号  
平成21年3月12日郡山市条例第16号  
平成21年12月24日郡山市条例第47号  
平成23年12月22日郡山市条例第33号  
平成24年12月20日郡山市条例第82号  
平成25年12月25日郡山市条例第48号  
平成26年3月25日郡山市条例第16号  
平成27年12月21日郡山市条例第78号  
平成28年3月24日郡山市条例第37号  
平成31年3月25日郡山市条例第11号  
令和元年6月28日郡山市条例第5号  
令和2年3月23日郡山市条例第18号  
令和2年9月18日郡山市条例第46号

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者（第8条—第13条）

第2節 仲卸業者（第14条—第21条）

第3節 買受人（第22条—第26条）

第4節 関連事業者（第27条—第32条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第33条—第65条）

第4章 市場施設の使用（第66条—第76条）

第5章 管理（第77条—第81条）

第5章の2 卸売の業務に関する品質管理（第81条の2）

第6章 市場運営協議会（第82条—第86条）

第7章 雑則（第87条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、郡山市総合地方卸売市場（以下「市場」という。）を設置し、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）の規定に基づき、市場の業務、施設の管理等に関し、必要な事項を定め、市場の適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化と流通の円滑化を図り、もって市民生活の安定に資することを目的とする。

（令2条例18・一部改正）

（市場の名称、位置及び面積）

第2条 市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。

名称	位置	面積
郡山市総合地方卸売市場	郡山市大槻町字向原114番地	196,442平方メートル

（定義）

第3条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生鮮食料品等 法第2条第1項に規定する生鮮食料品等をいう。
- (2) 卸売業者 第8条の2第1項の規定により市長の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。
- (3) せり人 市場において卸売のためのせり売に従事する者として、卸売業者が第13条第1項の規定により市長に届け出た者をいう。
- (4) 仲卸業者 第15条第1項の規定により市長の許可を受け、市場において卸売業者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分し、又は調整して販売する者をいう。

(5) 買受人 第22条第1項又は第23条第1項の規定により市長の承認を受け、市場において卸売業者及び仲卸業者から卸売を受ける者をいう。

(6) 買受人等 仲卸業者及び買受人をいう。

(令2条例18・一部改正)

(業務運営の基本原則)

第3条の2 市長は、市場の業務の運営に関し、卸売業者、買受人等その他の卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対し、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。

(令2条例18・追加)

(取扱品目)

第4条 市場の取扱品目は、その部類ごとに、次に掲げる生鮮食料品等とする。

(1) 青果部 野菜、果実及びこれらの加工品を主たる取扱品目とし、規則で定める生鮮食料品等を従たる取扱品目とする。

(2) 水産物部 生鮮水産物及びその加工品を主たる取扱品目とし、規則で定める生鮮食料品等を従たる取扱品目とする。

(3) 花き部 花き及びその加工品を主たる取扱品目とし、規則で定める生鮮食料品等を従たる取扱品目とする。

(令2条例18・一部改正)

(開場の期日)

第5条 市場は、次に掲げる日（以下「休場日」という。）を除き、毎日開場する。

(1) 日曜日（1月5日及び12月27日から12月30日までの日曜日を除く。）

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日から1月4日まで及び12月31日

2 前項の規定にかかわらず、市長が市場業務の運営上特に必要があると認めるときは、休場日に開場し、又は休場日以外の日に休場することができる。

(令2条例18・一部改正)

(開場時間等)

第6条 市場の開場時間は、午前零時から午後12時までとする。ただし、市長が市場業務の運営上特に必要があると認めるときは、開場時間を変更することができる。

2 卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項の開場時間の範囲内で規則で定める。

(令2条例18・一部改正)

(臨時休業等の通知)

第7条 市長は、休場日に開場し、若しくは休場日以外の日に休場しようとするとき、又は開場時間を臨時に変更しようとするときは、あらかじめその旨を市場の所定の場所に掲示するものとする。

## 第2章 市場関係事業者

### 第1節 卸売業者

(卸売業者の数)

第8条 卸売業者の数の最高限度は、取扱品目の部類ごとに、次に定めるとおりとする。

- (1) 青果部 3
- (2) 水産物部 2
- (3) 花き部 1

(卸売業の許可)

第8条の2 卸売業者になろうとする者は、規則で定めるところにより市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、取扱品目の部類ごとに行うものとする。

3 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないものとする。

- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 申請者が、法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。
- (3) 申請者が、第12条の2又は第80条第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (4) 申請者が、卸売の業務を的確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有する者でないと認められるとき。
- (5) 申請者の業務を執行する役員のうち、次のいずれかに該当する者があるとき。

ア 破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの

(6) その許可をすることによって卸売業者の数が前条の最高限度を超えることとなるとき。

(令2条例18・追加)

(保証金の預託)

第9条 卸売業者は、前条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。

2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

3 第1項に規定する卸売業者の預託すべき保証金の額は、取扱品目の部類ごとに、次に定める金額の範囲内で規則で定める額とする。

(1) 青果部 200万円以上1,000万円以下

(2) 水産物部 200万円以上1,000万円以下

(3) 花き部 120万円以上400万円以下

4 預託した保証金には、利子を付さない。

5 第1項の保証金は、次に掲げる有価証券をもって代用することができる。

(1) 国債証券

(2) 地方債証券

(3) 日本銀行が発行する出資証券

(4) 前3号に掲げるもののほか規則で定める有価証券

6 前項の規定により有価証券をもって代用する場合の当該有価証券の価格その他必要な事項は、規則で定める。

(令2条例18・一部改正)

(保証金の追加預託)

第10条 保証金について差押、仮差押又は仮処分命令の送達があったとき、国税滞納処分又はその例による差押があったとき、預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足が生じたときは、卸売業者は、市長の指定する期間内に処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期間経過後その預託を完了するまでは、卸売の業務を行うことができない。

3 前条第5項の規定は、第1項の規定による預託について準用する。

(保証金の充当)

第11条 市長は、使用者又はその相続人、清算人若しくは代理人が第71条に規定する市場施設を原状に復して返還する義務を履行せず、市が原状回復のために費用を要したとき又は卸売業者が第72条に規定する使用料その他市場に関して市に納付すべき金額の納付を怠ったときは、次項の先立って弁済を受ける権利に優先して、保証金をこれらに充てることができる。

2 卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し当該卸売業者が預託した第9条第1項の保証金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有するものとする。

(平28条例37・一部改正)

(保証金の返還)

第12条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければ、これを返還しないものとする。

(許可の取消し)

第12条の2 市長は、卸売業者が第8条の2第3項第1号、第2号又は第5号のいずれかに該当することとなったときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 第8条の2第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に第9条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 第8条の2第1項の許可を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) その業務を的確に遂行していないと認めるとき、又はその業務を的確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるとき。

(令2条例18・追加)

(事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第12条の3 卸売業者が事業（市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

- 4 第8条の2第3項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、第8条の2第3項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第12条の3第1項又は第2項の認可の申請」と、「同項の許可」とあるのは「同条第1項又は第2項の認可」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により当該業務を承継した法人」と、「その許可」とあるのは「その認可」と読み替えるものとする。

(令2条例18・追加)

(名称変更等の届出)

第12条の4 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 名称、商号又は住所を変更したとき。
- (2) 定款、資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。
- (3) 卸売の業務を休止し、若しくは廃止し、又は現に休止している業務を再開したとき。

2 卸売業者が解散したときは、当該卸売業者の清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(令2条例18・追加)

(事業報告書の提出等)

第12条の5 卸売業者は、事業年度ごとに、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）別記様式第2号により事業報告書を作成し、当該事業年度経過後90日以内に市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項に規定する事業報告書の提出を行ったときは、速やかに事業報告書のうち合計貸借対照表及び合計損益計算書の写しを作成し、1年間主たる事務所に備えて置かなければならない。

3 卸売業者は、当該卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者から、前項の写しを閲覧したい旨の申出があったときは、次に掲げる正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- (1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認める者から閲覧の申出がなされた場合
- (2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合
- (3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

(令2条例18・追加)

(せり人)

第13条 卸売業者は、規則で定めるところによりせり人を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、せり人に規則で定める記章を交付するものとする。
- 3 せり人は、市場においてせり売に従事するときは、前項の記章を着用しなければならない。
- 4 せり人は、第2項の記章を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、記章の再交付を受けなければならない。

#### 第2節 仲卸業者

(仲卸業者の数)

第14条 仲卸業者の数の最高限度は、取扱品目の部類ごとに、次に定めるところとする。

- (1) 青果部 8
- (2) 水産物部 10
- (3) 花き部 2

(仲卸業の許可)

第15条 仲卸業者になろうとする者は、規則で定めるところにより市長に申請し、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可は、取扱品目の部類ごとに行うものとする。
- 3 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないものとする。
  - (1) 申請者が法人でないとき。
  - (2) 申請者が、法又は県条例の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。
  - (3) 申請者が、第17条又は第80条第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
  - (4) 申請者が、仲卸しの業務を的確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有する者でないと認められるとき。
  - (5) 申請者の業務を執行する役員のうち、次のいずれかに該当する者があるとき。
    - ア 破産者で復権を得ないもの
    - イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの
- (6) その許可をすることによって仲卸業者の数が前条の最高限度を超えることとなるとき。



(平18条例55・令2条例18・一部改正)

(保証金の預託)

第16条 仲卸業者は、前条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。

2 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

3 第1項に規定する仲卸業者の預託すべき保証金の額は、取扱品目の部類ごとに10万円以上30万円以下の範囲内で規則で定める額とする。

4 第9条第4項から第6項まで、第10条、第11条第1項及び第12条の規定は、第1項の保証金について準用する。この場合において、第10条中「卸売業者」とあるのは「仲卸業者」と、「卸売の業務」とあるのは「仲卸しの業務」と、第11条第1項中「卸売業者」とあるのは「仲卸業者」と、「次項の先立って弁済を受ける権利」とあるのは「他の債権者」と、第12条中「卸売業者」とあるのは「仲卸業者」と読み替えるものとする。

(許可の取消し)

第17条 市長は、仲卸業者が第15条第3項第1号、第2号又は第5号のいずれかに該当することとなったときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 第15条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に前条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 第15条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) その業務を的確に遂行していないと認めるとき、又はその業務を的確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるとき。

(事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第18条 仲卸業者が事業(市場における仲卸しの業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は仲卸業者の地位を承継する。

2 仲卸業者たる法人の合併の場合(仲卸業者たる法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者たる法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

4 第15条第3項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第18条第1項又は第2項の認可の申請」と、「同項の許可」とあるのは「同条第1項又は第2項の認可」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人

又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により当該業務を承継した法人」と、「その許可」とあるのは「その認可」と読み替えるものとする。

(平18条例55・一部改正)

(名称変更等の届出)

第19条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 名称、商号又は住所を変更したとき。
- (2) 定款、資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。
- (3) 仲卸しの業務を休止し、若しくは廃止し、又は現に休止している業務を再開したとき。

2 仲卸業者が解散したときは、当該仲卸業者の清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(平18条例55・一部改正)

(事業報告書の提出)

第20条 仲卸業者は、毎事業年度の末日現在において事業報告書を作成し、その日から起算して90日を経過する日までに、市長に提出しなければならない。

(平18条例55・一部改正)

(記章の着用)

第21条 市長は、第15条第1項の許可をしたときは、仲卸業者に規則で定める記章を交付するものとする。

- 2 仲卸業者は、市場において卸売業者が行う卸売に参加するときは、前項の記章を着用しなければならない。
- 3 仲卸業者は、第1項の記章を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、記章の再交付を受けなければならない。

### 第3節 買受人

(買受人の承認)

第22条 買受人になろうとする者は、取扱品目の部類ごとに規則で定めるところにより市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないものとする。

- (1) 申請者が、破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 申請者が、当該申請に係る取扱品目の部類に属する卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。

(3) 申請者が、第24条又は第80条第3項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

(4) 申請者が、卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有する者でないと認められるとき。

3 買受人の承認の有効期間は、承認の日から起算して5年とする。

(買受人の承認の更新)

第23条 買受人は、前条第3項の有効期間満了の日以後も引き続き、市場において卸売を受けようとする場合は、規則で定めるところにより市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 承認の更新の有効期間については、前条第3項の規定を準用する。

(買受人の承認の取消し)

第24条 市長は、買受人が第22条第2項第1号、第2号又は第4号に該当することとなったときは、その承認を取り消すものとする。

(名称変更等の届出)

第25条 買受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名若しくは名称、商号又は住所を変更したとき。

(2) 法人である場合にあっては、定款、資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。

(3) 卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき。

2 買受人が死亡し、又は解散したときは、当該買受人の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(平18条例55・一部改正)

(記章の着用)

第26条 市長は、第22条第1項の承認をしたときは、買受人に規則で定める記章を交付するものとする。

2 買受人は、市場において卸売業者が行う卸売に参加するときは、前項の記章を着用しなければならない。

3 買受人は、第1項の記章を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、記章の再交付を受けなければならない。

#### 第4節 関連事業者

(関連事業者の許可)

第27条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場機能の充実に図り、又は出荷者、買受人その他市場の利用者に便益を提供するため、次に掲げる者に対し、市場内の店舗その他の施設において業務を営むことを許可することができる。

(1) 第4条に定める取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売を行う者、市場の取扱品目の保管、貯蔵、運搬等を行う者その他の市場機能の充実に資するものとして規則で定める業務を営む者

(2) 飲食店営業その他の市場の利用者に便益を提供するものとして規則で定める業務を営む者

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(許可の基準)

第28条 市長は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないものとする。

(1) 申請者が、破産者で復権を得ないものであるとき。

(2) 申請者が、法又は県条例の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。

(3) 申請者が、第30条又は第80条第4項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(4) 申請者が、業務を的確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有する者でないと認められるとき。

(保証金の預託)

第29条 第27条第1項の規定により許可を受けた者（以下「関連事業者」という。）は、当該許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。ただし、当該許可に係る業務を第66条第3項の許可に係る同条第1項の規定による指定のみを受けて行う場合は、この限りでない。

2 関連事業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

3 第1項に規定する関連事業者の預託すべき保証金の額は、10万円以上30万円以下の範囲内で規則で定める額とする。

4 第9条第4項から第6項まで、第10条、第11条第1項及び第12条の規定は、第1項の保証金について準用する。この場合において、第10条中「卸売業者」とあるのは「関連事業者」と、「卸売の業務」とあるのは「第27条第1項の業務」と、第11条第1項中「卸売業者」とあるのは「関連事業者」と、「次項の先立って弁済を受ける権利」とあるのは「他の債権者」と、第12条中「卸売業者」とあるのは「関連事業者」と読み替えるものとする。

(平28条例37・一部改正)

(許可の取消し)

第30条 市長は、関連事業者が第28条第1号、第2号又は第4号に該当することとなったときは、その許可を取り消すものとする。

(名称変更等の届出)

第31条 関連事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名若しくは名称、商号又は住所を変更したとき。

(2) 法人である場合にあっては、定款、資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。

2 関連事業者が死亡し、又は解散したときは、当該関連事業者の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(平18条例55・一部改正)

(事業報告書の提出)

第32条 関連事業者は、毎事業年度の末日現在において事業報告書を作成し、その日から起算して90日を経過する日までに、市長に提出しなければならない。

(平18条例55・一部改正)

### 第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第33条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(平18条例55・一部改正)

(売買取引の方法)

第34条 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売若しくは入札の方法又は相対による取引（以下「相対取引」という。）によらなければならない。

(平18条例55・令2条例18・一部改正)

(売買取引の方法の周知)

第35条 卸売業者は、売買取引の方法を定め、又は変更しようとするときは、次に掲げる事項を卸売場の見やすい場所に掲示する等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。

(1) 当該品目及び売買取引の方法

(2) 売買取引の方法を定め、又は変更する理由

(売買取引の単位)

第36条 市場における売買取引の単位は、重量による。ただし、市長が重量によることが困難であると認めるときは、重量以外の単位によることができ

る。

(秘密取引の禁止及び売買呼値の符号)

第37条 卸売の売買取引は、そでの下、耳やりその他の秘密の方法によって行ってはならない。

2 卸売の売買呼値は金額による。ただし、取引の慣行があるときは、符号を用いることができる。

3 前項の符号を用いようとするときは、その符号について掲示しなければならない。

(指値等のある受託物品)

第38条 卸売業者は、卸売のための販売の委託を受けた物品（以下「受託物品」という。）に指値（委託者の希望価格の消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課税される消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により課税される地方消費税に相当する額をいう。以下同じ。）を除いた金額をいう。）その他の条件がある場合は、売買取引の前にその旨を表示しなければならない。

2 前項の表示をしなかったときは、卸売業者は、指値をもって買受人等に対抗することができない。

(平26条例16・令元条例5・令2条例46・一部改正)

(せり売の方法)

第39条 卸売のためのせり売は、その販売物品について荷口ごとに出荷者、等級及び重量又は数量その他必要な事項を呼び上げた後でなければ開始することができない。

2 せり落としは、せり人が最高申込価格（消費税等相当額を除く。以下同じ。）を3回呼び上げたとき、その申込者をせり落とし人として決定する。ただし、その最高申込価格が指値に達しないときは、この限りでない。

3 最高申込価格の申込者が2人以上あるときは、抽選その他適宜の方法によりせり落とし人を決定する。

4 せり人は、せり落とし人を決定したときは、直ちにその価格（消費税等相当額を除く。）及び氏名又は商号を呼び上げなければならない。

(令2条例46・一部改正)

(入札の方法)

第40条 卸売のための入札は、その販売物品について荷口ごとに出荷者、等級及び重量又は数量その他必要な事項を掲示し、又は呼び上げた後入札人に対し一定の入札用紙に氏名、入札金額（消費税等相当額を除く。）その他必要事項を記載させて、これを行わなければならない。

2 開札は、入札終了後直ちに行い、最高申込価格の入札をもって落札人とする。

3 前条第3項及び第4項の規定は、入札の場合に準用する。

4 卸売のための入札が、次の各号のいずれかに該当するときは、その入札は無効とする。

- (1) 入札人を確認できないとき。
- (2) 入札金額その他入札用紙に記載すべき事項が不明なとき。
- (3) 入札に際して不正行為があったとき。

(令2条例46・一部改正)

(異議の申立て)

第41条 せり売又は入札に参加した者が、そのせり落とし又は落札について異議があるときは、直ちに市長にこれを申し立てることができる。

2 市長は、前項の規定による申立てについて正当な事由があると認めるときは、せり直し又は再入札を指示することができる。

(差別的取扱いの禁止)

第42条 卸売業者は、卸売の業務に関し、出荷者又は買受人等に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(卸売の相手方の制限)

第43条 卸売業者は、卸売の業務について、買受人等以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による卸売を行った卸売業者は、毎月、その卸売に係る品目の卸売数量等を規則で定める報告書により、翌月15日までに市長に報告しなければならない。

(平17条例57・令2条例18・一部改正)

(販売開始時刻前の卸売の禁止)

第44条 卸売業者は、販売開始時刻前に卸売をしてはならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(平18条例55・令2条例18・一部改正)

(売買取引条件の公表)

第45条 卸売業者は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）  
（令2条例18・追加）

#### 第46条 削除

（平21条例16）

（受託契約約款）

第47条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めることができる。

2 前項の受託契約約款を定めたときは、関係者に周知しなければならない。

（販売前における受託物品の検収）

第48条 卸売業者は、受託物品の受領にあたっては検収を確実にに行い、受託物品（電子商取引に係る受託物品を除く。）の種類、数量、等級及び品質について異状を認めるときは、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会っていてその了承を得られたときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、電子商取引に係る受託物品の受領に当たっては、卸売業者又は出荷者から当該物品の検収を行うよう委託を受けた者が検収を確実にに行い、受託物品の種類、数量、等級及び品質について異状を認めるときは、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。

（平17条例57・一部改正）

（仲卸業者の業務の規制）

第49条 仲卸業者は、市場内において次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第2号に掲げる行為については、規則で定める場合は、この限りでない。

- (1) その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について販売の委託の引受けをすること。
- (2) その許可に係る取扱品目の部類に属する物品を卸売業者以外の者から買い入れて販売すること。

2 前項ただし書の規定により買入れを行った仲卸業者は、毎月、当該買入れを行った物品の販売数量等を規則で定める報告書により、翌月15日までに市長に報告しなければならない。

（平17条例57・平18条例55・令2条例18・一部改正）



(市場外にある物品の卸売)

第50条 卸売業者は、市場外において卸売をしたときは、卸売数量等を規則で定める報告書により、翌月15日までに市長に報告しなければならない。

(令2条例18・追加)

(卸売物品の引取り)

第51条 買受人等は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。

- 2 卸売業者は、正当な理由がなく買受人等が引取りを怠ったと認められるときは、買受人等の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。
- 3 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売若しくは入札の方法又は相対取引に係る価格にその消費税等相当額を加えた価格をいう。以下同じ。）が買受人等に対する卸売価格より低いときは、その差額を当該買受人等に請求することができる。

(平18条例55・平26条例16・令元条例5・令2条例18・令2条例46・一部改正)

(売買取引の制限)

第52条 市長は、せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その売買を差し止め、又はせり直し、若しくは再入札を指示することができる。

- (1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。
- (2) 不当な値段を生じたとき又は生じるおそれがあると認めるとき。

(衛生上有害な物品の売買禁止)

第53条 市長は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

- 2 衛生上有害な物品は、市場において売買をし、又は売買の目的をもって所持してはならない。
- 3 市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

(卸売予定数量等の公表)

第54条 卸売業者は、生鮮食料品等のうち市長が指定する主要品目について、品目、産地、等級、単位及び数量を規則で定める報告書により、その日の卸売が開始されるときまでに市長に報告しなければならない。

- 2 卸売業者は、その日に卸売した生鮮食料品等のうち市長が指定したものについて、売買取引の方法ごとの品目別に品目、産地、数量及び卸売金額（消費税等相当額を含む。以下同じ。）並びに卸売価格の高値、中値及び安値を規則で定める報告書により、市長に報告しなければならない。

- 3 卸売業者は、その日の卸売の販売開始時刻までに、当日販売する物品について、主要な品目の数量及びその主要な産地並びに前開場日に販売された主要な品目の数量及びその卸売価格を公表するものとする。
- 4 卸売業者は、売買取引の方法ごとに、当日卸売した物品について、主要な品目ごとの主要な産地、卸売の数量及び卸売価格を速やかに公表するものとする。この場合において、卸売価格については、産地別に高値、中値及び安値に区分して行うものとする。
- 5 市長は、第1項及び第2項の規定により報告を受けたときは、その日の卸売の販売開始時刻までに、当日販売される物品について、主要な品目の数量及びその主要な産地並びに前開場日に販売された主要な品目の数量及びその卸売価格を公表するものとする。
- 6 市長は、売買取引の方法ごとに、当日卸売された物品について、主要な品目ごとの主要な産地、卸売の数量及び卸売価格を速やかに公表するものとする。この場合において、卸売価格については、産地別に高値、中値及び安値に区分して行うものとする。
- 7 前項の公表は、市場の掲示板に掲示し、又は新聞に掲載して行うものとする。
- 8 卸売業者は、毎月15日までに前月中に販売した物品について、売買取引の方法ごとに、規則で定める報告書により、市長に報告しなければならない。
- 9 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあっては、その月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（第45条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）を公表するものとする。

（令2条例18・令2条例46・一部改正）

（仕切り及び送金）

第55条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対してその卸売をした日の翌日（委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに当該受託物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札の方法又は相対取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の消費税等相当額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第62条ただし書の規定による卸売代金の変更をした受託物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額及び当該合計額の消費税等相当額）、控除すべき第60条の委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税等相当額を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を記載した売買仕切書を送付するとともに売買仕切金を送付しなければならない。

（平26条例16・令元条例5・令2条例18・令2条例46・一部改正）

（仕切り及び送金に関する特約）

第56条 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、その写しを市長に提出しなければならない。

（売買仕切金の前渡し等）

第57条 卸売業者は、出荷者に対し売買仕切金を前渡ししようとするとき、売買仕切金の支払を担保する保証金を差し入れようとするとき又は出荷を誘因するために資金を貸し付けようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る売買仕切金の前渡し等が卸売業者の財務の健全性を損なうおそれ又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認められるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

(条件付受託物品の販売不能の際の措置)

第58条 卸売業者は、指値その他の条件のある受託物品をその条件により販売することができないときは、その旨を委託者に通知してその指示を受けなければならない。

(出荷奨励金の交付)

第59条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対して出荷奨励金を交付しようとするときは、規則で定めるところによりその額（消費税等相当額を含む。）又は率及び交付の方法に関し、あらかじめ市長に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとするときも同様とする。

(平21条例16・全改、令2条例46・一部改正)

(委託手数料)

第60条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料の額を定めるときは、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない、当該委託手数料の額を変更しようとするときも同様とする。

2 卸売業者は、前項の委託手数料の額を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。

3 市長は、第1項の委託手数料の額が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の額の変更を命ずることができる。

(平21条例16・全改)

(買受代金の支払義務)

第61条 買受人等は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けた後速やかに（卸売業者があらかじめ市長の承認を受けて買受人等と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）、買受代金（買い受けた額にその消費税等相当額を加えた額とする。）を支払わなければならない。

2 前項の特約は、その他の買受人等に対して不当に差別的取扱いとなるものであってはならない。

(平26条例16・令元条例5・令2条例46・一部改正)

(卸売代金の変更の禁止)

第62条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金（卸売をした額にその消費税等相当額を加えた額とする。）については、その額を変更してはならない。  
ただし、市長が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(平26条例16・令元条例5・令2条例46・一部改正)

(決済の方法)

第62条の2 市場における売買取引の決済は、第55条から前条までに定めるもののほか、取引参加者当事者間で決定した支払方法により、取引参加者当事者間で決定した支払期日までに行わなければならない。

(令2条例18・追加)

(卸売業務の代行)

第63条 市長は、卸売業者がその業務の許可の取消しその他行政処分を受け、又はその他の理由により卸売の業務を行うことができなくなった場合は、当該卸売業者に対し販売の委託があり、又は委託の申込みのあった物品について、他の卸売業者に卸売の業務を行わせることができる。

2 前項の卸売の業務を行わせる卸売業者がいなく又は他の卸売業者に行わせることが不相当であると認めるときは、市長が卸売の業務を行うものとする。

(平18条例55・一部改正)

(物品販売等の規制)

第64条 関連事業者が許可を受けた業務を行う場合及び市長が特に必要があると認める者がその業務を行う場合を除くほか、市場内においては物品販売その他の業務をしてはならない。

(平18条例55・一部改正)

第65条 削除

(平21条例16)

第4章 市場施設の使用

(施設の使用指定等)

第66条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設（市場内の土地、建物及びその他の施設をいう。以下同じ。）の位置、面積、使用期間そ

の他の使用条件は、市長が指定する。

- 2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため、特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対して市場施設の使用を許可することができる。
- 3 市長は、特に必要があると認めるときは、第68条の2第1項ただし書の規定により、市場施設に建物又は工作物（以下「建物等」という。）を建築するための許可（以下「市場施設への建築許可」という。）をすることができる。

（平28条例37・一部改正）

（建物等を建築する場合の使用指定等の方法）

第66条の2 市長は、市場施設への建築許可に係る前条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可を行う場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の締結のため公募又は指名の方法により複数の事業者から当該随意契約に係る業務の実施に関する提案を求め優れた提案を行った事業者を選定する方式による選定（以下「公募等による選定」という。）又は一般競争入札若しくは指名競争入札（以下「入札等」という。）に付すものとする。この場合における予定価格は、別表で定める空地使用料を用いて算出した額を下回らない範囲内において、近傍類似の土地の評価額等を考慮して得た額以上で市長が定める額とする。

- 2 市長は、前項の規定による公募等による選定又は入札等を行ったときは、当該選定により選定された者又は当該入札等の落札者に対し、前条の指定又は許可を行う。

（平28条例37・追加）

（建物等を建築する場合の使用指定等に係る保証金の預託）

第66条の3 市場施設への建築許可を受けた者は、第9条、第16条及び第29条で定める保証金とは別に、市長から市場施設への建築許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。

- 2 市場施設への建築許可を受けた者は、保証金を預託した後でなければ、当該許可に係る業務及び建物等の建築を開始してはならない。
- 3 第1項に規定する保証金の額は、第72条第2項に規定する使用料の月額額の6倍に相当する額の範囲内において規則で定める額に、市場施設への建築許可を受けた者が建築する建物及び工作物の解体撤去に要する費用に相当する額として市長が認めた額を加えた額とする。
- 4 第9条第4項から第6項まで、第10条第1項及び第3項、第11条第1項並びに第12条の規定は、第1項の保証金について準用する。この場合において、第10条第1項中「卸売業者」とあるのは「市場施設への建築許可を受けた者」と、第11条第1項中「卸売業者」とあるのは「市場施設への建築許可を受けた者」と、「次項の先立って弁済を受ける権利」とあるのは「他の債権者」と、第12条中「卸売業者」とあるのは「市場施設への建築許可を

受けた者」と読み替えるものとする。

(平28条例37・追加)

(使用期間)

第67条 市場施設への建築許可に係る第66条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可の期間は20年以内とし、市長が適当と認めるときは、これを更新することができる。

2 第66条第2項の規定により許可した市場施設の使用期間は3年以内とし、これを更新することができる。

(平28条例37・一部改正)

(用途変更、転貸等の禁止)

第68条 第66条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該市場施設の用途を変更し、又は当該市場施設の全部又は一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、特別の理由により、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(平28条例37・一部改正)

(原状変更の禁止)

第68条の2 何人も、市場施設に建築、造作、模様替えその他市場施設の原状に変更を加える行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 使用者が前項ただし書の許可を受けて、市場施設に建築、造作若しくは模様替えその他市場施設の原状に変更を加える行為をしたときは、市長は、使用者に対し、返還の際、原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。

3 第1項ただし書の許可に係る手数料は、徴収しない。

(平28条例37・追加)

(市場施設への建築許可に係る禁止事項)

第68条の3 市場施設への建築許可を受けた者は、市長が必要と認めた場合を除き、市場施設への建築許可に係る事業を第三者に委託してはならない。

2 市場施設への建築許可を受けた者は、当該許可に係る建物等の用途を変更し、増築し、又は改築してはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

3 市場施設への建築許可を受けた者は、市場施設への建築許可に係る建物等を第三者に対して賃貸し、又は使用させてはならない。ただし、市長が特に

必要と認めた場合は、この限りでない。

- 4 市場施設への建築許可を受けた者は、騒音、振動、悪臭、有毒ガス又は汚水の排出等によって隣接地及び周辺地域に迷惑を及ぼす行為を行ってはならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、市場施設への建築許可を受けた者は、次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 市場施設上の建物等を第三者に譲渡すること。
  - (2) 市場施設上の建物等に抵当権、質権その他の担保権を設定すること。

(平28条例37・追加)

(善管注意義務等)

第69条 使用者は、善良な管理者の注意をもって、市場施設を使用しなければならない。

- 2 使用者は、火気の使用及びその取扱いに十分注意するほか、火災の予防について必要な措置を講じなければならない。
- 3 市場施設への建築許可を受けた者は、善良な管理者の注意をもって第66条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可を受けた土地を使用し、土壌の汚染等により原状回復が困難となるような使用をしてはならない。
- 4 市場施設への建築許可を受けた者は、第66条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可の期間中、当該指定又は許可を受けた土地及び建物等を良好な状態で保全するように努めなければならない。
- 5 市場施設への建築許可を受けた者は、隣接地及び周辺地域に損害、迷惑等を及ぼすことのないよう、第66条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可を受けた土地及び市場施設への建築許可に係る建物等の保守及び防災について十分配慮しなければならない。

(平28条例37・一部改正)

(環境の保持)

第70条 使用者は、清掃及び廃棄物の適切な処理、消毒等により、常に市場施設を清潔に保持しなければならない。

- 2 使用者は、商品、容器その他物品を整理し、通路その他の場所に放置してはならない。
- 3 使用者は、共同して市場施設を使用する場合は、当該施設を連帯して清掃又は消毒をしなければならない。
- 4 前項に規定する使用者は、清掃又は消毒に関する責任者、費用の負担方法その他の必要な事項を定めて、市長に届け出なければならない。
- 5 市長は、第3項の清掃又は消毒に関し、必要があると認めるときは、その区画及び費用の分担を指定することができる。

(市場施設の返還)

第71条 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務の許可の取消しその他の理由により市場施設を使用する必要がなくなったとき若しくは使用できなくなったときは、相続人、清算人若しくは代理人又は当該使用者は、その使用する市場施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(市場施設の使用料等)

第72条 市場施設の使用料は、別表の規定により算出して得た額に消費税等相当額を加えて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 前項の規定にかかわらず、第66条の2に規定する方法により第66条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可を行う場合の使用料の額は、当該指定又は許可に係る選定により決定した額又は入札等の落札額とする。

3 市場において使用する電気、ガス、水道等の費用で規則で定めるものは、当該使用者の負担とする。

4 第1項及び第2項の使用料並びに前項の費用は、規則で定めるところにより納付しなければならない。

(平26条例16・平28条例37・令元条例5・令2条例46・一部改正)

(使用料の減免)

第73条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により、市場施設を使用できないとき。

(2) その他市長が特別の理由があると認めたとき。

(既納の使用料の不返還)

第74条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により、市場施設を使用できなかったとき。

(2) その他市長が特別の理由があると認めたとき。

(使用許可の取消し等)

第75条 市長は、次に掲げる場合は、市場施設の使用の指定若しくは許可の全部若しくは一部を取り消し、若しくは変更し、若しくは使用を制限し、又は必要な措置を命ずることができる。

(1) 業務上の監督、災害の予防、交通の整理、衛生の確保その他市場の秩序の維持又は公共の利益の保全のため、市長が特に必要があると認めるとき。



- (2) 使用者が、市場施設の使用につき許可の内容その他の条件に違反したとき。
- (3) 使用者が使用料等の支払を怠ったとき。
- (4) 使用者が、申請、報告等の際に虚偽の書類を提出し、又は説明を行う等違法又は不正な行為があったとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、この条例の規定に反すると認められるとき。

2 市長は、使用者が前項に規定する必要な措置の命令に服さないときは、使用者に代わって当該必要な措置をとることができる。この場合において、当該措置に要した費用は、使用者の負担とする。

(平28条例37・一部改正)

(損害賠償)

第76条 第71条の規定により市場施設を返還すべき者が、市長の指定する期間内にこれを返還しないときは、返還期限の翌日から返還を完了する日までの市場施設使用料相当額（返還の遅延により、市に損害を与えた場合には、その損害額を加算した額）を賠償しなければならない。

2 使用者は、市場施設を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

## 第5章 管理

(報告及び検査)

第77条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその指定する職員に卸売業者、仲卸業者又は関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、規則で定めるところにより、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善措置命令)

第78条 市長は、市場における卸売、仲卸し及び関連事業の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該業者に対し、業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(令2条例18・一部改正)

(市場秩序の保持等)

第79条 市場へ入場する者及び取引参加者（以下「入場者等」という。）は、市場において秩序を乱し、又は公共の利害を害する行為をしてはならない。

- 2 入場者等は、自己の商品、容器その他の物件を整理し、市場施設の清潔の保持に努めなければならない。
- 3 前2項の規定に関し、市長は必要があると認めるときは、入場者等に対し、入場の制限等適切な措置をとることができる。

(令2条例18・一部改正)

(監督処分)

第80条 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、第8条の2第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその卸売業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 2 市長は、仲卸業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、第15条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその仲卸しの業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 3 市長は、買受人がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、第22条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。
- 4 市長は、関連事業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、第27条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(令2条例18・一部改正)

(使用人等の違反行為)

第81条 卸売業者、仲卸業者、買受人又は関連事業者は、その代理人又は使用人その他の従業員が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、自己の指示によらないことを理由としてその責任を免れることはできない。

#### 第5章の2 卸売の業務に関する品質管理

(平17条例57・追加)

(物品の品質管理の方法)

第81条の2 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者は、卸売の業務に係る物品の品質管理に関する次に掲げる事項について、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の食品安全に関わる法律及び規則で定める方法に従わなければならない。

- (1) 施設の取扱品目

- (2) 施設の設定温度と温度管理に関する事項
- (3) 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項
- (4) その他卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項  
(平17条例57・追加、令2条例18・一部改正)

## 第6章 市場運営協議会

### (協議会の設置)

第82条 市場の適正かつ円滑な運営を図るため、郡山市総合地方卸売市場運営協議会（以下「協議会」という。）を置き、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 市場の運営に関する事項
- (2) 取引の合理化、流通の円滑化に関する事項
- (3) 市場業務に係る紛争調整等に関する事項
- (4) この条例の変更（開場の期日及び時間、卸売の業務に係る売買取引及び代金決済の方法、卸売の物品の品質管理の方法、卸売を行う者に関する事項並びに卸売りの業務を行う者以外の関係事業者に関する事項に限る。）に関する事項  
(平17条例57・令2条例18・一部改正)

### (組織)

第83条 協議会は、委員18人以内をもって組織する。

- 2 委員は、卸売業者、仲卸業者、買受人その他の利害関係者及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

### (任期)

第84条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第85条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第86条 協議会の会議は、必要に応じ会長がこれを招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 第7章 雑則

(委任)

第87条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成15年3月31日までの間、別表第1号の表の規定の適用については、同表中「1,000分の3」とあるのは「1,000分の0.75」と、別表第2号の表の規定の適用については、同表中「741円」とあるのは「186円」と、「178円」とあるのは「100円」と、「765円」とあるのは「192円」と、「1,526円」とあるのは「382円」と、「2,262円」とあるのは「566円」と、「1,522円」とあるのは「381円」と、「725円」とあるのは「182円」と、「718円」とあるのは「180円」と、「681円」とあるのは「171円」と、「862円」とあるのは「216円」と、「796円」とあるのは「199円」と、「670円」とあるのは「168円」と、「1,166円」とあるのは「292円」と、「1,257円」とあるのは「315円」と、「826円」とあるのは「207円」と、「1,057円」とあるのは「265円」と、「616円」とあるのは「154円」と、「964円」とあるのは「241円」と、「1,109円」とあるのは「278円」と、「1,139円」とあるのは「570円」と、「1,995円」とあるのは「1,000円」とする。
- 3 平成15年4月1日から平成19年3月31日までの間、別表第1号の表の規定の適用については、同表中「1,000分の3」とあるのは「1,000分の1」と、別表第2号の表の規定の適用については、同表中「741円」とあるのは「247円」と、「178円」とあるのは「100円」と、「765円」とあるのは「255円」と、「1,526円」とあるのは「509円」と、「2,262円」とあるのは「754円」と、「1,522円」とあるのは「508円」と、「725円」とあるのは「242円」と、「718円」とあるのは「240円」と、「681円」とあるのは「227円」と、「862円」とあるのは「288円」と、「796円」とあるのは「266円」と、「670円」とあるのは「224円」と、「1,166円」とあるのは「389円」と、「1,257円」とあるのは「419円」と、「826円」とあるのは「276円」と、「1,057円」とあるのは「353円」と、「616円」とあるのは「206円」と、「964円」とあるのは「322円」と、「1,109円」とあるのは「370円」と、「1,139円」とあるのは「570円」と、「1,995円」とあるのは「1,000円」とする。

- 4 平成19年4月1日から平成31年9月30日までの間、別表第1号の表の規定の適用については、同表中「1,000分の3」とあるのは「1,000分の1.5」と、別表第2号の表の規定の適用については、同表中「741円」とあるのは「371円」と、「178円」とあるのは「100円」と、「765円」とあるのは「383円」と、「1,526円」とあるのは「763円」と、「2,262円」とあるのは「1,131円」と、「1,522円」とあるのは「761円」と、「725円」とあるのは「363円」と、「718円」とあるのは「359円」と、「681円」とあるのは「341円」と、「862円」とあるのは「431円」と、「796円」とあるのは「398円」と、「670円」とあるのは「335円」と、「1,166円」とあるのは「583円」と、「1,257円」とあるのは「629円」と、「826円」とあるのは「413円」と、「1,057円」とあるのは「529円」と、「616円」とあるのは「308円」と、「964円」とあるのは「482円」と、「1,109円」とあるのは「555円」と、「1,139円」とあるのは「570円」と、「1,995円」とあるのは「1,000円」とする。

(平21条例47・平23条例33・平24条例82・平25条例48・平27条例78・平31条例11・一部改正)

(郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年郡山市条例第69号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成17年郡山市条例第57号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年郡山市条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年郡山市条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の郡山市総合地方卸売市場条例(以下「改正後の条例」という。)第59条の規定による出荷奨励金の届出並びに同条例第60条第1項の規定による委託手数料の届出及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても改正後の条例第59条及び第60条の規定の例により行うことができる。

附 則(平成21年郡山市条例第47号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年郡山市条例第33号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年郡山市条例第82号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年郡山市条例第48号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年郡山市条例第16号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（郡山市総合地方卸売市場条例の一部改正に伴う経過措置）

10 第14条の規定による改正後の郡山市総合地方卸売市場条例（次項において「改正後の条例」という。）第38条第1項の規定は、平成26年4月1日以後の物品に係る指値について適用し、同日前の物品に係る指値については、なお従前の例による。

11 改正後の条例第72条第1項の規定は、平成26年4月分として徴収する使用料について適用し、同年3月分までの使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年郡山市条例第78号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年郡山市条例第37号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年郡山市条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定及び次項の規定は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の郡山市総合地方卸売市場条例別表の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後の市場施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の市場施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年郡山市条例第5号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（郡山市総合地方卸売市場条例の一部改正に伴う経過措置）

8 第12条の規定による改正後の郡山市総合地方卸売市場条例（次項において「改正後の条例」という。）第38条第1項の規定は、令和元年10月1日以後の物品に係る指値について適用し、同日前の物品に係る指値については、なお従前の例による。

9 改正後の条例第72条第1項の規定は、令和元年10月以後の月分として徴収する使用料について適用し、同年9月分までの使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年郡山市条例第18号）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）第1条の規定による改正前の卸売市場法（以下「旧卸売市場法」という。）第55条第1項の規定による許可を受けて郡山市総合地方卸売市場において卸売の業務（旧卸売市場法第4条第2項第4号に規定する卸売の業務をいう。）を行っている者は、この条例の施行の日において、改正後の条例第8条の2第1項の規定による許可を受けたものとみなす。

附 則（令和2年郡山市条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第66条の2、第72条関係）

（平17条例57・平31条例11・一部改正）

種別	金額		
卸売場使用料	青果部	使用面積の合計が500平方メートル以下の場 合	1平方メートルにつき 月額 890円

		使用面積の合計が500平方メートルを超え 1,500平方メートル以下の場合	1平方メートルにつき 月額 445円
		使用面積の合計が1,500平方メートルを超える 場合	1平方メートルにつき 月額 223円
	水産物部	使用面積の合計が500平方メートル以下の場 合	1平方メートルにつき 月額 996円
		使用面積の合計が500平方メートルを超え 1,500平方メートル以下の場合	1平方メートルにつき 月額 498円
		使用面積の合計が1,500平方メートルを超え る場合	1平方メートルにつき 月額 249円
	花き部	使用面積の合計が500平方メートル以下の場 合	1平方メートルにつき 月額 862円
		使用面積の合計が500平方メートルを越える 場合	1平方メートルにつき 月額 431円
仲卸売場使用料	青果部	1平方メートルにつき	月額 905円
	水産物部	1平方メートルにつき	月額 1,367円
	花き部	1平方メートルにつき	月額 901円
買荷保管所使用料	青果部	1平方メートルにつき	月額 400円
	水産物部	1平方メートルにつき	月額 385円
	花き部	1平方メートルにつき	月額 370円
倉庫使用料	青果部	1平方メートルにつき	月額 489円
	水産物部	1平方メートルにつき	月額 450円
	花き部	1平方メートルにつき	月額 375円



冷蔵庫使用料	青果部	1平方メートルにつき 月額	707円
	水産物部	1平方メートルにつき 月額	896円
加工施設使用料	青果部	1平方メートルにつき 月額	465円
	水産物部（低温）	1平方メートルにつき 月額	859円
	水産物部	1平方メートルにつき 月額	482円
バナナ発酵棟使用料		1平方メートルにつき 月額	567円
業者事務所使用料		1平方メートルにつき 月額	651円
関連商品売場使用料		1平方メートルにつき 月額	632円
駐車場使用料		1台につき 月額	1,000円
空地使用料		1平方メートルにつき 月額	70円

備考

- 1 使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルとして計算する。
- 2 使用期間に1月に満たない日数があるときは、月額使用料をその月の日数で除した額に、当該日数を乗じて得た額とする。